

第6章 精神保健

さいたま市の精神保健福祉は、保健所、保健センター、区役所支援課、こころの健康センターなどの関係課所が連携し、事業を進めている。

保健センターでは、一次相談、区役所支援課では、福祉サービスに関する相談を行っている。また、保健所では、専門相談機関として相談全般及び受診援助を行うとともに、保健センター、支援課、福祉課、障害者生活支援センター等への技術協力を行っている。さらに、こころの健康センター(精神保健福祉センター)では、保健所、保健センター、区役所支援課への技術協力、教育研修及び専門相談等を行っている。

1 精神保健相談

【保健所・保健センター】

保健所、保健センターでは、市民や関係機関からの精神保健福祉に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 47 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項関係 〉

(1) 電話相談

	実 人 員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員														計の再掲				
		医療 機関	その他	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コー ル	薬 物	ギ ャ ン ブ ル	ゲ ー ム	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計	ひ き こ も り	自 殺 関 連	自 殺 者 の 遺 族	犯 罪 被 害	災 害		
																					延	人
総 数	1531	47	564	108	125	120	10	2	3	65	722	11	5	5972	7143	286	86	6	4	1		
保 健 所	1186	36	407	53	105	109	9	2	2	50	327	3	5	3344	4009	275	40	6	4	0		
保 健 セ ン タ ー	西 区	19	2	17	0	4	0	0	0	0	9	0	0	341	354	0	1	0	0	0		
	北 区	45	1	31	9	2	1	0	0	2	31	0	0	110	155	1	31	0	0	0		
	大 宮 区	36	2	14	0	0	0	0	1	2	45	0	0	133	181	0	0	0	0	0		
	見 沼 区	43	2	4	0	10	1	0	0	3	34	5	0	133	186	2	0	0	0	0		
	中 央 区	23	0	7	3	0	0	0	0	0	38	0	0	918	959	0	2	0	0	0		
	桜 区	18	2	16	3	1	0	1	0	0	35	0	0	65	110	1	2	0	0	1		
	浦 和 区	67	0	33	0	0	4	0	0	1	105	2	0	183	295	2	6	0	0	0		
	南 区	31	1	13	3	0	0	0	0	1	11	1	0	169	185	1	0	0	0	0		
	緑 区	43	1	18	17	6	0	0	0	0	44	0	0	123	190	3	0	0	0	0		
岩 槻 区	20	0	4	20	1	1	0	0	0	1	43	0	0	453	519	1	4	0	0	0		

(2) 来所面接

	実 人 員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員														計の再掲				
		医療 機関	その他	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コー ル	薬 物	ギ ャ ン ブ ル	ゲ ー ム	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計	ひ き こ も り	自 殺 関 連	自 殺 者 の 遺 族	犯 罪 被 害	災 害		
																					延	人
総 数	554	8	190	27	53	13	3	0	1	12	147	6	6	781	1049	35	12	3	1	0		
保 健 所	371	5	101	14	41	5	2	0	0	5	63	0	3	489	622	18	2	2	0	0		
保 健 セ ン タ ー	西 区	15	1	9	0	1	3	1	0	0	2	1	0	21	30	0	2	0	0	0		
	北 区	41	1	24	4	6	1	0	0	2	26	0	1	42	82	6	5	0	0	0		
	大 宮 区	19	0	9	0	1	1	0	0	1	9	0	0	47	59	0	0	0	0	0		
	見 沼 区	19	0	2	0	2	1	0	0	1	11	0	2	30	47	3	0	0	1	0		
	中 央 区	9	0	4	2	0	0	0	0	0	5	0	0	12	19	1	2	1	0	0		
	桜 区	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0		
	浦 和 区	19	1	10	0	0	1	0	0	0	13	0	0	29	43	1	0	0	0	0		
	南 区	17	0	12	1	0	1	0	0	1	3	4	0	42	53	2	0	0	0	0		
	緑 区	17	0	11	2	2	0	0	0	0	6	1	0	15	26	1	0	0	0	0		
岩 槻 区	24	0	5	4	0	0	0	0	0	10	0	0	51	65	3	1	0	0	0			

(3) 家庭訪問

	実人員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員														計の再掲				
		医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	計の再掲				
																		自殺者の遺族	犯罪被害	災害		
総 数	1049	19	254	31	119	99	9	2	3	11	271	9	1	2151	2706	120	29	8	1	0		
保 健 所	919	10	222	29	119	93	9	2	2	11	186	0	1	1860	2312	119	26	8	1	0		
保健センター	西 区	11	1	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	26	32	0	0	0	0	0		
	北 区	11	0	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	19	22	0	1	0	0	0		
	大宮区	12	0	1	0	0	0	0	0	0	5	8	0	31	44	0	0	0	0	0		
	見沼区	4	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	11	15	0	1	0	0	0		
	中央区	13	0	3	0	0	0	0	0	0	30	0	0	35	65	0	1	0	0	0		
	桜 区	7	1	6	0	0	0	0	0	0	2	0	0	22	24	0	0	0	0	0		
	浦和区	26	5	7	0	0	0	0	0	0	11	0	0	23	34	0	0	0	0	0		
	南 区	12	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	50	52	0	0	0	0	0		
	緑 区	16	0	3	0	0	0	0	0	0	18	0	0	45	63	0	0	0	0	0		
岩槻区	18	0	5	2	0	0	0	0	0	12	0	0	29	43	1	0	0	0	0			

(4) 関係機関との相談

	実人員	延 人 員														計の再掲				
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	計の再掲				
																自殺者の遺族	犯罪被害	災害		
総 数	918	124	114	118	20	12	0	61	295	27	9	3005	3777	30	84	6	0	1		
保 健 所	745	107	112	111	20	12	0	51	210	13	9	2609	3254	18	46	6	0	0		
保健センター	西 区	12	0	4	0	0	0	0	3	0	0	28	35	0	0	0	0	0		
	北 区	33	7	1	0	0	0	7	2	0	0	116	133	1	33	0	0	0		
	大宮区	18	0	0	0	0	0	0	3	3	0	65	71	0	0	0	0	0		
	見沼区	34	0	2	0	0	0	0	3	0	0	51	56	1	0	0	0	0		
	中央区	6	0	0	0	0	0	0	30	0	0	14	44	4	0	0	0	0		
	桜 区	3	1	0	0	0	0	0	3	0	0	1	5	2	0	0	0	1		
	浦和区	29	0	1	0	0	0	0	23	0	0	73	89	1	2	0	0	0		
	南 区	12	0	0	0	0	0	3	10	11	0	27	51	0	0	0	0	0		
	緑 区	11	2	1	0	0	0	0	5	0	0	11	19	0	0	0	0	0		
岩槻区	15	7	0	0	0	0	0	3	0	0	10	20	3	3	0	0	0			

(5) 電子メールによる相談(市民対象)

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは電子メールによる相談を受け、必要に応じて電話相談や面接につなげています。

(件)

保健所	保健センター	合計
55	141	196

(6) 精神科救急情報センター

平成15年11月1日から、埼玉県とさいたま市が共同で「埼玉県精神科救急情報センター」を設置し、夜間・休日の市民等からの緊急的な精神科医療相談を受け、助言や必要に応じ医療機関の紹介を行っている。警察官通報（精神保健福祉法第23条）の処理も行うため、さいたま市からは保健所職員がローテーション勤務している。

精神科救急情報センター電話受付件数

	救急相談電話	通報専用電話
総数（さいたま市以外を含む）	9683	1406
さいたま市域分（再掲）	1505	300

救急相談電話は本人・家族等から、通報専用電話は警察からの電話（処遇相談を含む）。さいたま市は精神科救急情報センターにおいて警察官通報を246件受理した（再掲）。

(7) 受診援助

保健所では、相談の結果、医療機関の受診が必要と判断される場合には、受診に関する支援を実施している。また、精神保健福祉法第22条から第26条の3までの申請、通報、届出を受理し、調査に基づき、精神保健診察を実施し、措置入院業務も行っている。

〈 根拠法令等：精神保健福祉法第22条・第23条・第24条・第25条・第26条・第26条の2、3・第47条 〉

※報告数につきましては、厚生労働省：衛生行政報告例に準ずる。

ア 受診援助数、所要時間及び援助結果

(延数)

支援内容	件数	平均所要時間	援助結果
総数	492		
同行受診	27	102	医療保護入院:6 任意入院:1 外来受診:20
申請・通報処理	415	301	措置入院:132 措置不要:49 (医療保護入院:23 任意入院:1 応急入院:1 帰宅:23 その他:1) 診察不要:217 緊急措置入院:14 (その後の本鑑定 措置入院:9 医療保護入院:2 帰宅:3) 緊急措置入院不要:2 (医療保護入院:0 応急入院:0 帰宅:2)
受診調整	33	308	医療保護入院:33
処遇相談 訪問調査	3	230	医療保護入院:0 身体科受診のみ:0 助言のみ:2 逮捕:1
受診勧奨	14	90	

イ 精神保健福祉法に基づく申請、通報処理状況

	受 理 数	結 果		
		要措置	措置不要	診察不要
総 数	415			
① 一般人申請(法第22条)	1	0	0	0
② 警察官通報(法第23条)	措置診察	115	44	152
	緊急措置診察			
③ 検察官通報(法第24条)	26	17	4	6
④ 保護観察所の長の通報(法第25条)	0	0	0	0
⑤ 矯正施設の長の通報(法第26条)	59	0	0	59
⑥ 精神科病院管理者の届出(法第26条の2)	1	0	1	0
⑦ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(法第26条の3)	0	0	0	0

別表

警察官通報(法第23条) 緊急措置診察実施分	受理件数	緊急措置入院の必要 なしと診察されたもの	緊急措置入院の必要ありと診察された者の その後の処遇		
			措置入院	措置入院以外の入院	入院以外の処遇
	16	2	9	2	3

ウ 援助事例の疾病分類(国際疾病分類)

(実件数)

国際疾病分類(ICD-10)	総 数	※相 談	申請・通報
		445	30
器質性精神障害	14	0	14
精神作用物質使用による精神障害	32	1	31
統合失調症	181	22	159
感情障害	57	3	54
神経症性障害	23	0	23
生理的要因・身体に関連した行動症候群	11	0	11
成人の人格および行動の障害	13	1	12
知的障害	22	2	20
心理的発達障害	51	1	50
小児期青年期の障害	0	0	0
てんかん	2	0	2
不明・その他	39	0	39

※警察の依頼による受診援助(3件)と保健所での相談から受診援助(27件)に至ったケース。

(8) 事例検討会

ア 保健所における事例検討会

[保健所]

処遇困難事例への対応方針を協議するため、定例で関係職員による事例検討会を開催している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

定 例 事 例 検 討 会 実 施 状 況

開催回数	参加延人数	検討事例延数
4	62	7

イ 保健センターにおける事例検討会

[保健センター]

保健センターでは、さまざまな事例への対応方針を協議するため、保健所及びこころの健康センターの技術協力を得て、事例検討会を実施している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

事 例 検 討 会 実 施 状 況

		開催回数
総数		4
内 訳	西区	0
	北区	0
	大宮区	0
	見沼区	1
	中央区	1
	桜区	0
	浦和区	2
	南区	0
	緑区	0
	岩槻区	0

(9) 医療観察法に基づく地域処遇

平成17年7月に施行された「心神喪失の状態で大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律」により、地域において指定通院医療機関による「医療」を受けることになった場合、その通院期間中は、保護観察所の社会復帰調整官による精神保健観察(継続的な医療を確保のための指導)が実施される。

本人への医療、精神保健観察・必要な援助を円滑に行なうための関係機関によるケア会議に参加し、併せて訪問、面接といった必要な援助を保健所、保健センターが行っている。

〈 根拠法令等 : 医療観察法に基づく地域処遇に関する埼玉県運営要領 〉

2 家族教室

保健所では、回復途上にある統合失調症患者の家族を対象に、疾患についての正しい知識、対応の仕方の習得及び家族の健康の向上を目的に家族教室を実施している。

家族教室実施状況

開催日	会場	内容	参加者数
7月23日 7月24日	保健所 研修室	講義（「統合失調症とは？治療について」 「家族の接し方について」 「社会復帰への道と利用できる制度について」）	110名
10月30日 10月31日		講義（「統合失調症とは？治療について」 「サービス・制度を利用しながらの生活とは？」）	100名

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第46条・第47条、平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

3 技術協力

保健所では、精神保健福祉に関する専門相談機関として、保健センター、障害者総合支援センター及び各区役所支援課への助言を行うとともに、それぞれが実施する事業に協力している。

また、家族会や社会復帰施設等から相談があった場合にも対応している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

4 普及・啓発活動

(1) さいたま市はあといきいきプロジェクト

さいたま市では、市民への精神保健福祉の普及・啓発を行うことを目的として、毎年、心の健康に関する講演会を開催している。平成31年度は以下の内容についての講演会を開催し、市民のメンタルヘルスに関する理解や普及啓発に努めている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第46条、平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

開催日	会場	内容	参加者数
12月12日	大宮ソニック シティ	テーマ:『精神疾患を抱える親をもつ子どもの立場から伝えたいこと』 講師:加藤 枝里 氏 (ひとりやないで! ~統合失調症の親を持つ子どもの会~ 代表)	50名
2月5日	浦和コミュニ ティセンター	テーマ:『「暮らす」を支える~精神科医の実践から~』 講師:七条 敏明 氏 (メンタルクリニック美波 院長)	83名

(2) 講師派遣

保健所では、関係団体や市民及び関係各課からの依頼により、講師派遣を行っている。

実施日	依頼元	実施場所	参加人数
5月28日	見沼区福祉課研修会	見沼区役所	9
5月31日	精神保健福祉基礎研修	こころの健康センター	58
11月8日	情報交換会(大宮区)	大宮区役所	4
11月18日	情報交換会(南区)	南区役所	1
11月21日	情報交換会(桜区)	桜区役所	23
11月26日	大学での講演(埼玉県立大学)	埼玉県立大学	11
11月28日	情報交換会(中央区)	中央区役所	16
2月20日	居宅介護支援事業所向け勉強会	西区役所	25
2月26日	情報交換会(南区)	南区役所	11

5 市長同意

[保健センター]

医療保護入院の際は、家族等の同意が必要とされているが、精神保健福祉法第33条第3項には「家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる」と定められている。そのため、保健センターでは、病院からの依頼があった場合に、家族等に関する事項について確認の上、同意の事務を行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第33条第3項、昭和63年6月22日厚生省保健医療局長通知 〉

「市長同意」の状況

(件)

		同意数
総数		52
内訳	西区	4
	北区	6
	大宮区	1
	見沼区	11
	中央区	5
	桜区	1
	浦和区	4
	南区	13
	緑区	1
	岩槻区	6

※精神保健福祉法改正により、平成26年度から「その年度に入院に同意した数」へ変更している。